

**意見書
提出**

9月定例会の最終日に議員より「タブレット端末等の導入にかかる予算の拡充を求める意見書の提出について」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第3号として上程し、可決いたしました。なお、この意見書につきましては、議長において関係機関へ送付いたしました。

**タブレット端末等の導入にかかる予算の拡充を求める意見書**

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要であります。国は、2020年までに小中学生の児童生徒1人に1台のタブレット端末の導入を掲げていますが、地域経済は穏やかに改善しているものの税収の低迷は依然として続いており、また、平成18年に改正された義務教育費国庫負担金の減少により、地方自治体独自の教育予算の確保は限界にきています。

I C Tの推進、特にタブレット端末の授業での活用は、子どもたちの学習に取り組む意欲や態度が普段の授業より、明らかに向上しているとは感じていますが、市内小中学校には1クラス分のタブレット端末しか設置できていない状況にあります。

I C Tを活用した授業を参観しましたが、教員は電子黒板と連動した児童生徒へのタブレット端末に映像や写真を配布し、児童生徒から回答や意見を電子黒板に投影するといった授業を行っていました。タブレット端末を使用した授業は、教室内にいる全児童生徒の理解度を教員が把握しながら授業を進める双方向性の取れた授業であり、子どもたちの思考力を育くむ上でも大変有効です。

しかしながら、地方財政が逼迫している中、学校施設、教材費、就学援助・奨学金制度など教育に掛かる費用は、年々増加をしており教育条件の自治体間格差が広がってきています。このようなことから、自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、下記の事項の実現について要望いたします。

記

- 1 2020年までに小中学校の児童生徒1人に1台のタブレット端末の整備をすすめるための制度の確立及び予算措置を講ずること
- 2 電子黒板、電子教科書、無線LAN工事及びインターネット等の使用料等について、必要な予算措置を講ずること
- 3 教員等のI C T活用指導力の向上を目指すため、教員等を育成するアドバイザーや教員のI C T活用をサポートするI C T支援員の雇用費用の予算措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年9月20日

栃木県大田原市議会議長

引地達雄



提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣